

〔報告〕 10月9日 滋賀県に申し入れ

8月末の防災訓練を踏まえ、安定ヨウ素剤の事前配布等を求めて

【滋賀県の回答】

○安定ヨウ素剤の事前配布は

暴風や地震等で道路が途絶しても、「職員が持って行く」と頑なに拒否
「道路が途絶した所にヘリで職員を運んだのは成果」⇒ 暴風や台風ではヘリは飛ばない

○安定ヨウ素剤の配布・服用訓練をしなかったのは

2回目のプルームは来ないという想定だったため

○朽木中学校をスクリーニング場所から外すことは、検討する

○同時発災といいながら放射能放出は大飯原発だけという訓練の想定は

「知らされていなかった」

高浜、大飯のどちらが放出するかは、「地域で決めたらいいと内閣府は言っていた」

10月9日、午後2時30分から3時50分まで、滋賀県庁にて予定時間を20分オーバーして申し入れを行った。防災訓練監視行動参加者、避難計画を案ずる関西連絡会の市民9名（内4名が滋賀県民）が参加し、県からは原子力防災室の豊田参事、福島副主幹、柏主任技師の3名が対応した。

事前に送っていた質問・要望書を正式に手渡した後、質疑応答した。



防災訓練の対象地区でもあった朽木能家区では、台風21号によって唯一の避難道路である県道781号が寸断された。厳しさを増す自然災害と原発事故が重なれば、住民の避難は困難を極め、被ばくは避けられないことから、次の3点を要望した。

1. UPZの地区では安定ヨウ素剤の事前配布を速やかに実施すること。
2. 「事前了解の権限」を含む安全協定を関電・日本原電と締結し、それを通じて実効力のある再稼働反対を表明すること。
3. 8月の防災訓練は、同時発災の訓練ではなかったことを県民に明らかにし、国は国民に対し明らかにするように求めること。

「ヘリで職員を運んだのは成果」と強調するが、暴風や台風ではヘリは飛ばない

災害時にUPZ住民に安定ヨウ素剤が届かないことがはっきりしたのではないかと問うと、県は、事前に各戸配布を行うと住民が安定ヨウ素剤をどこにやったか分からなくなる可能性があるため、実施しないときっぱり拒否した。安定ヨウ素剤は一時集合場所である朽木西小に備蓄し、ここに集まった住民に職員が配布し、避難とともに飲むことにしている。この方が安定ヨウ素剤の3年間ごとの更新もし易いとも述べた。

県は、今回の訓練で職員をヘリでこの小学校に運べたことは成果だと述べた。しかし、暴風や台風のときにはヘリも飛ばない。住民が家から一時集合場所まで行けないことを前提に計画を立てるべきだ。安定ヨウ素剤の事前配布が現実的だ。暴風等が続いた場合、安定ヨウ素剤を飲んで屋内退避もあるのではないかと問うと、県は、事故が起これば不安で屋内退避できず放射能の中を小学

校まで出かけていく住民が必ずいる。実際今回の訓練でも避難開始の放送がある1時間前に小学校に多数の住民が集まっていたのではないかと等々と訴えると、県は、住民が一時集合場所へ来れない場合、「職員が安定ヨウ素剤を持って行く。職員の能力を向上させる」と現実的でないことを返答し、頑なに事前配布を否定した。

「安定ヨウ素剤の服用訓練をしないという想定は、色々なところで意見を聞いている」

避難集合場所の朽木西小学校で服用訓練をしなかった理由について、県は次のように述べた。

全面緊急事態になったとの想定で、屋内退避の指示が出た。高線量のプルームからの被ばくを避けるため屋内待避し、その後時間あたり $20 \mu\text{Sv}$ が24時間継続したとの想定で避難指示が出た。しかし、最初のプルーム通過後、原子炉の事態が落ち着き、次のプルームが来る可能性はなくなり、安定ヨウ素剤の服用は必要ないとの想定であった。



市民は、初めて聞く話だ。訓練ではそのような説明はなかった。すでに放射能は放出され $20 \mu\text{Sv}$ が続き被ばくは避けられないのだから、それ以上の被ばくを避けるため安定ヨウ素剤を飲んですぐ避難すべきなのではないか。放射能が放出された想定でスクリーニングの訓練も実施しているのに、安定ヨウ素剤の服用は必要ないというのは納得できない等々と次々に発言した。

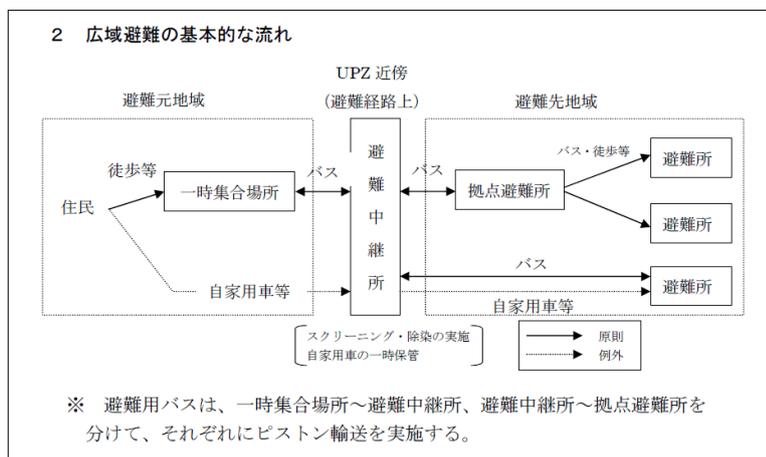
豊田参事が、今回の想定について色々な所から意見を聞いているので、次の訓練につなげていくと、ようやく答えた。

一時集合場所からスクリーニング場所へ行くまでの訓練はできたと言えないのではないか

今回訓練の参加人数がわずか48名で、少な過ぎるのではないかと問いに対し、県は、対象人口86名で、そのうち約半数が参加した。そのうちヘリ搭乗希望者が14名だったと、問題はないとの回答をした。ただし、多数が避難する場合は、人員や輸送機関の確保などは課題だと認めた。

市民からは、ヘリに希望者だけ乗せるという想定で良いのかと声が上がった。

また、今回は道路の途絶を想定してヘリによる住民輸送だったが、本来は住民は徒歩で一時集合場所に集まり、小型バスで一時集合場所から避難中継所（スクリーニング場所）までピストン輸送されることになっている。県の担当者は、1回の送迎ごとにスクリーニングを行い、除染を



して繰り返し使うと説明した。しかし、その後別の担当者がそれを否定した。バスは毎回汚染されていない新しいものを使い、汚染されたバスは隣の朽木東小学校グラウンドに保管すると説明し、担当者間で食い違った。（「原子力災害に係る滋賀県広域避難計画」によると、一時集合場所～避難中継所間でバスはピストン輸送することになっている（左図参照）。）また

バスが来るのを待っておれずに自家用車で避難を開始する住民が出ることも否めない。いずれにしても今回の少人数のヘリ輸送による訓練では、一時集合場所からスクリーニング場所へ行く訓練ができたとは言えないのではないか。

朽木中学校はスクリーニング場所（滋賀県指定）であり、県内避難所（高島市指定）でもある。県外の避難先まで行く訓練をしなかった理由を尋ねると、避難対象人数が 86 名と少ないので市内避難で対応できるという想定だったと答えた。最悪の事態を考えて計画すべきなのに納得できない説明だ。滋賀県民から、福井県や京都府の訓練でやっているように県外の避難所まで行く訓練をして欲しいとの訴えがあった。また、スクリーニング場所から避難所に移動する訓練を何故しなかったのかと聞くと、県は、県がスクリーニング場所として 2 年前に追加した朽木中学校は、実は高島市が（県内）避難所に指定しており、県と高島市とで調整ができていないことを明かした。大飯原発事故時、朽木の能家、桑原、針畑、生杉の地区の住民にとって、スクリーニング場所と避難所が同じとは、全くあり得ないことだ。2 年間調整せずについて、そのまま避難訓練するとは双方とも無責任すぎる。

安全を確保すべき朽木中学校はスクリーニング場所から外すべき →「検討する」

除染の際にウェットティッシュで拭き取るだけでは不十分ではないかとの問いに対して、水で流すと放射能汚染水になり容積が増えるので、県は拭き取りを基本としている。朽木中学校での車の除染は、訓練でも実際の事故時でも緊急車両など業務用の車のみの実施だと説明した。ワイパーやタイヤの拭き取りだけでは、除染は不十分だ。県は、大した汚染はないから拭き取りで十分と事故を甘く見ているのではないか。ピストン輸送によって、住民は除染が不十分なバスに乗ることになり問題だ。

スクリーニング場所まで住民が自家用車で来た場合は、自家用車の除染は基本的に行わず、隣の朽木東小学校グラウンドで預かる。住民は全て、スクリーニング場所でバスに乗り換えて避難先に行くことになっているとのことだ。汚染された自家用車や、拭き取り除染で基準値以下にならなかったバスを小学校で保管するのは問題だ。グラウンドが汚染される。

市民が、安全を確保すべき朽木中学校のそばの道路でスクリーニングして良いのかと問うと、県は難しいと考えており、他の候補地を検討すると答えた。候補地とし今津総合運動公園をあげた。

さらに熊川宿が福井県民のスクリーニング場所となっているが、ここは 30 キロ圏内なので、ここでスクリーニングした後、30 キロ圏を出るまでの間にまた汚染される。再度スクリーニングが必要ではないのかと問うと、ここが避難区域になる場合はスクリーニングは実施しないと答え、福井県は滋賀県に別のスクリーニング場所を貸して欲しいと言ってきており、今津総合運動公園について高島市と福井県が相談中だと述べた。

車両のスクリーニングと除染訓練を行ったのは関電社員だけだったが、実際の事故時でもそうなるのかとの質問に対して、事故時に関電に協力してもらうことになっていると答えた。

「事前了解の権限を含む協定を結ぶよう事業者と協議し続けている」「法令化を要望している」

台風 21 号により住民が孤立したことを受け、原発事故時の住民の避難についてどう検討したのかと問うと、県は、今回の訓練は道路途絶を想定した所での訓練になり、ヘリコプターによる救助の訓練ができたことは成果だと強調した。また、この地域が孤立の危険が高いことを再認識したとも述べた。

自然災害が厳しさを増す中で、複合災害では住民の避難が困難なため稼働中の大飯3・4号、高浜4号の停止と高浜3号の運転再開反対を表明すべきではと問うと、「原発の再稼働を容認できる環境にない」という考えは変えていない。その態度表明は、機会をつかまえて行っている」と回答。「事前了解の権限」を含む安全協定の締結については、万が一の影響を受ける地域で差があるべきではない。事前了解の権限を含む協定を結ぶよう事業者と協議し続けている。再稼働の手続きが任意の協定により慣例で決まっていることは問題と考えており、法令によるルール化が必要だと国に要望し続けている」と述べた。安全協定の話し合いが進んでいない理由として、関電や日本原電は「立地自治体や茨城とは歴史が違う」と述べているとのことだった。3.11事故により「歴史は変わっている」ので、早急に事前了解の権限を得るべきだと、県に求めた。

放射能放出が大飯原発だけという想定は「国から聞いていなかった」

高浜原発は事故が収束し、放射能放出は大飯原発のみという今回の想定について、県はそのような想定はしていないし、内閣府からも知らされていないと答えた。また、要望・質問書を受け取った後に国に問い合わせたが、「放射能放出は高浜、大飯のどちらからとも決めていない。地域で決めてもらったらいいと内閣府は言っていた」と述べた。事故による放射能放出の想定を自治体任せにするとは、国の態度が無責任極まりないことが明らかになった。

今回の訓練は同時発災の訓練と言えないのではないかと問うと、県は、訓練では高浜オフサイトセンターを大飯オフサイトセンターに統合して現地本部を置き、同時発災の訓練が一定できたと考えており、同時発災の訓練と言えないという見解とは異なると回答した。また、放射性物質放出シミュレーションで、高浜からの放出では、滋賀県UPZは住民が住んでいない朽木の一部のみで影響はなく、同時発災したとしても、今回の訓練内容で齟齬はないと述べた。しかし、市民にはそのことは伝えられていない。事故想定や、内閣府の無責任な対応を協議会や議員、市民たちに伝えるべきだ。

熊本地震を踏まえれば、UPZ住民にも安定ヨウ素剤は事前配布されるべき→「そうですね」

複数の大きな揺れを経験した熊本地震の後に、滋賀県は国に対してUPZからもPAZ同様に放射能放出前の避難を求め、国はそれを認めた。PAZ住民は事前配布された安定ヨウ素剤を持つての避難となるが、UPZ住民は持たないままの避難になってしまう。市民が、UPZ住民も持つておく必要があるのではと聞くと、県は「そうですね」と答えた。この問題からも事前配布の必要性は明らかだ。

台風21号など厳しさを増す自然災害を目の当たりにし、原発事故の複合災害に備えUPZ地区でも安定ヨウ素剤を事前配布する必要は明らかだと考えて申し入れに臨んだが、それを頑なに拒否する滋賀県の態度は許されない。熊本地震の経験も踏まえ、粘り強く働きかけていかねばならない。スクリーニング場所、避難所の設定について高島市に対する働きかけも重要と感じた。

2018年10月21日

防災訓練監視行動参加者、避難計画を案ずる関西連絡会



質問・要望書 http://www.jca.apc.org/mihama/bousai/shiga_q_req20181009.pdf